

加茂新田

【発行】

加茂警察署

Tel 52-0110

特殊詐欺 資産をだまし取られないために！

県内では、警察をかたり金銭をだまし取る「二セ警察詐欺」が多発しています。犯人は、言葉巧みにだまそうとするため、電話を受けた場合は誰でも被害に遭う可能性があります。



被害を防ぐためのポイント

- 特殊詐欺の被害に遭わなかった人は、家族や警察など誰かに相談したことで被害を回避しています。
 - ・ 県外の警察から電話がきた
 - ・ 電話で警察官を騙り、守秘義務がある、家族を含め誰にも話してはいけないと言われた

などの内容は、二セ警察詐欺で使われているパターンです。

このような電話を受けてしまった場合は加茂警察署にご相談ください。

また、加茂市役所、田上町役場のほか、こちらの表示があるところでも相談を受けています。

特殊詐欺相談

受けます

～やまぬなら 止めてみせよう 特殊詐欺～
加茂・田上 特殊詐欺被害防止のまち

- 被害を防ぐためには、犯人からの電話を受けない対策も重要です。



固定電話用

固定電話の国際電話（＋記号などから始まる国際電話番号）の発着信を無償で休止できる窓口です。

国際電話不取扱受付センター ☎0120 - 210 - 364

自動音声案内 平日・土日祝24時間

ウェブ申込みは
こちら



スマートフォン用

詐欺の電話はアプリでブロック！

民間事業者の最新技術を活用した警察庁推奨アプリをダウンロードし、あなたのスマホに安心を。

詳しくは、警察庁ホームページをご覧ください。

警察庁
特殊詐欺
対策ページ



- 電話番号表示サービス等の活用

固定電話では、ナンバーディスプレイやナンバーリクエスト（非通知でかかってきた電話を拒否）も活用しましょう。

【高齢化無償化】

NTT では70歳以上の契約者又は70歳以上の方と同居している契約者の回線について、同サービスの無償化を実施中です。詳しくは、NTT 東日本特殊詐欺対策ダイヤル（※）0120 - 722 - 455まで お問い合わせください。 受付時間 午前9時～午後5時（土日、年末年始を除く）



常識が変わる！

60km → **30**

生活道路は法定速度30kmへ！！

法定速度引き下げの背景

これまで生活道路では、規制標識や標示がない限り、法定速度として時速60kmまで走行可能でした。しかし、住民が徒歩や自転車を利用する機会が多く、通学路となっていることも多いことから交通事故が頻発していました。こうした事故を防止し安全を確保するために、法定速度を引き下げるようになりました。

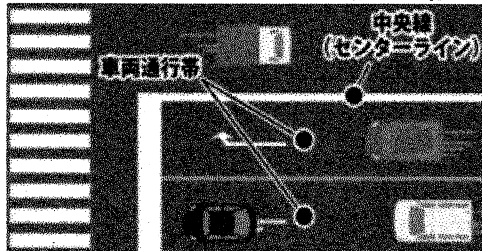
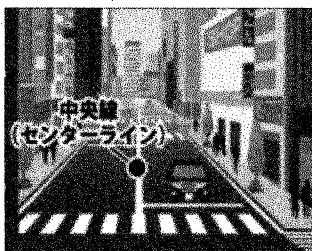
生活道路とは？

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などが無い比較的狭い道路のことです。

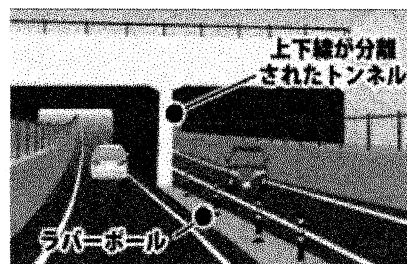
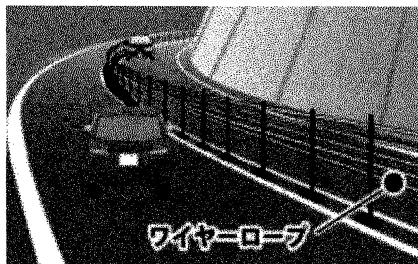
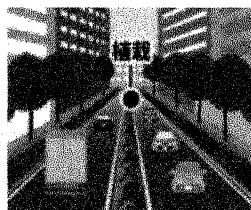


以下の道路における自動車の法定速度は引き続き60km/hです

- ① 道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路



- ② 道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路



- ③ 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの（例として、料金所や一般道路と高速道路をつなぐ、いわゆる「ランプ」が該当します）
- ④ 自動車専用道路

※道路標識等による指定がある場合はその速度に従ってください。

道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路ではその速度が最高速度です。

